

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和8年8月3日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事 中山 裕司

◎調達機関番号 816 ◎所在地番号 13

○第1号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、29
- (2) 購入等特定役務及び数量
 - ① 2027年度超高速研究開発ネットワークテストベッド回線 一式
 - ② 2027年度 超高速研究開発ネットワークテストベッド回線(光テストベッド回線) 一式

2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和8年9月2日17時00分まで必着のこと。
- (2) 提出先 〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1 情報通信研究機構テストベッド研究開発推進センター テストベッド構築運用室 平井 勇一 電話 042-327-2182
E-mail tb-iken@ml.nict.go.jp

3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和8年8月3日から令和8年9月2日まで。
- (2) 交付場所 情報通信研究機構ホームページの調達情報よりダウンロードして入手すること。

4 Summary

- (1) Classification of the services to be procured: 71, 29
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Circuits for High Speed R&D Network Testbed FY2027, 1 set
 - ② Optical Circuits for High Speed R&D Network Testbed FY2027, 1 set
- (3) Time limit for the submission of comments : 17:00 2 September 2026
- (4) Contact point for the notice: Yuichi Hirai, Testbed Development and Operation Laboratory, Testbed Research and Development Promotion Center, National Institute of Information and Communications Technology, 4-2-1 Nukuikitamachi Koganei-shi Tokyo 184-8795 Japan T E L 042-327-2182
E-mail tb-iken@ml.nict.go.jp

仕 様 書

1. 件名

2027 年度超高速研究開発ネットワークテストベッド回線(光テストベッド回線)
Optical Circuits for High Speed R&D Network Testbed FY2027

2. 目的

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）において、国内の拠点を結ぶ高機能なレイヤ 2/3 システムを整備し、超高速研究開発ネットワークの基礎的な技術の開発、実証的な実験などの研究開発を行う。

3. 共通事項

- (1) 作業の実施にあたっては関係する法令及び受注者に対し適用される条例を遵守するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行する。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

4. 概要（作業範囲）

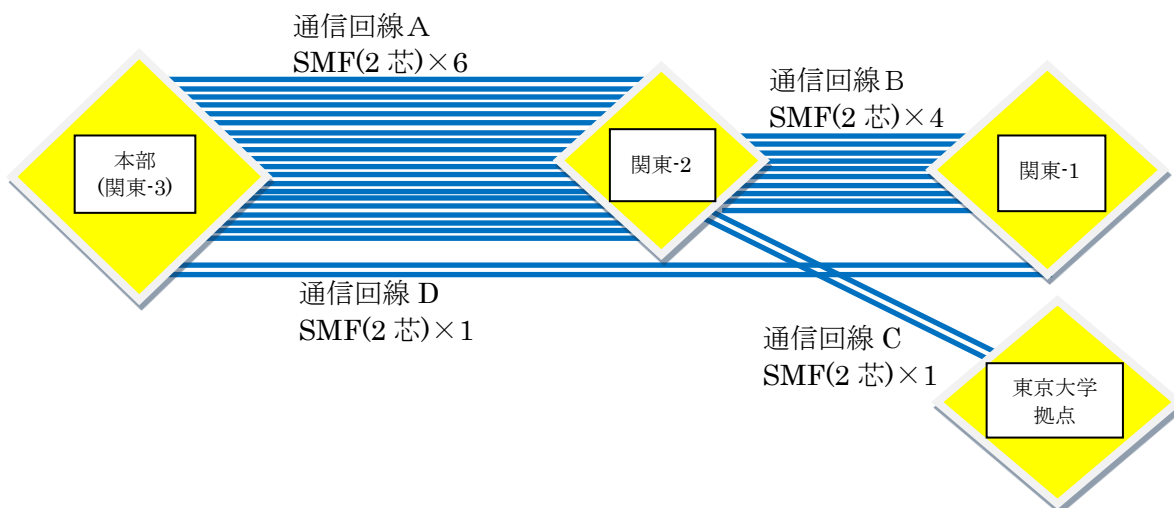
現代の情報通信社会において、データ伝送量・伝送速度は急激な増加を見せ、今後ますますデータ量の増加・伝送速度の高速化が必要になっており、特に、動画像の実時間伝送、超高精細画像の超高速伝送、3次元高臨場感画像・音響伝送等、ネットワーク上で瞬時に大容量の情報をやりとりするサービスが増大してきている。こうした状況の中、今後の情報通信社会の中で日本が世界に対してリーダーシップを発揮するためには、超高速ネットワーク技術の機能の高度化及びそこを流れるコンテンツ技術などのアプリケーション技術の開発が急務である。これらネットワークの高速化に対するニーズに対応し、ネットワークの構築技術・運用技術については年を追うごとに変化し、レイヤ 2/3 を中心としたネットワークの運用管理技術の確立及び全国規模の展開の可能性に関する検討が急務となっている。また、要素技術の研究開発ならびに実証の場としてのネットワークテストベッド構築が期待されている。

本仕様書は、高速伝送対応技術を含む超高速研究開発ネットワークテストベッド回線の一連の調達における、首都圏エリアでの光ファイバ実験回線部分に関して規定するものである。

5. 回線提供期間

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

6. 回線の構成



ネットワーク構成図

- ・ 本部(関東-3) 終端場所：東京都小金井市貫井北町 4-2-1
- ・ 関東-1 終端場所：東京都千代田区大手町
- ・ 関東-2 終端場所：東京都千代田区大手町
- ・ 東京大学拠点終端場所：東京都文京区弥生 2-11-16

各終端場所の住所、フロア等の詳細情報は秘密保持誓約書を提出した後に開示する。

本通信回線の適用は次のとおりとする。

6.1. 通信回線 A

6.1.1. 調達概要

25Gbit/s 級信号を 4 波以上多重伝送可能な光ファイバの専用芯線の提供。

6.1.2. 区間

当機構本部－関東-2 に 12 芯以上とする。ただし、すべての芯線は同一経路とし、区間途中に光中継器を挿入することなく損失を 22dB(1550nm 帯にて)以内とすること。損失が下回る可能性がある際には協議を行う。

6.2. 通信回線 B

6.2.1. 調達概要

10Gbit/s 級信号を 8 波以上多重伝送可能な光ファイバの専用芯線の提供。

6.2.2. 区間

関東-2－関東-1 に 8 芯以上とする。ただし、すべての芯線は同一経路とし、区間途中に光中継器を挿入することなく損失を 8dB(1300nm 帯にて)以内とすること。

6.3. 通信回線 C

6.3.1. 調達概要

10Gbit/s 級信号を 8 波以上多重伝送可能な光ファイバの専用芯線の提供。

6.3.2. 区間

関東-2ー東京大学拠点に2芯以上とする。ただし、すべての芯線は同一経路とし、区間途中に光中継器を挿入することなく損失を18dB(1550nm帯にて)以内とすること。

6.4. 通信回線D

6.4.1. 調達概要

25Gbit/s級信号を4波以上多重伝送可能な光ファイバの専用芯線の提供。

6.4.2. 区間

情報通信研究機構 本部（東京都小金井市貫井北町4-2-1）ー関東-1に2芯以上とする。ただし、すべての芯線は同一経路とし、区間途中に光中継器を挿入することなく損失を22dB(1550nm帯にて)以内とすること。損失が下回る可能性がある際には協議を行う。

7. 作業内容

具体的整備仕様は下記の通りとする。

7.1. インターフェース条件

通信回線A、B、C、Dのインターフェース条件等は次のとおりとする。

(1) コネクタ

パッチパネルへの接続コネクタはJIS C 5973(F04型単芯光ファイバコネクタ)とする。

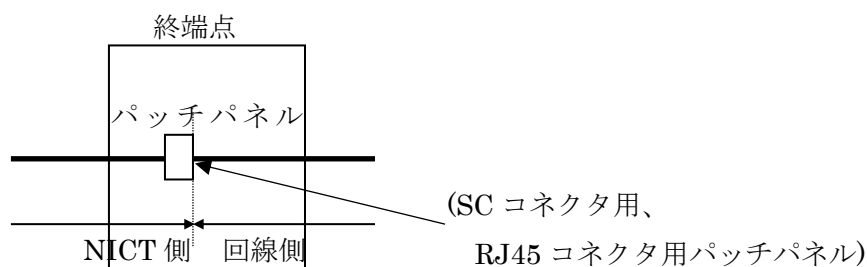
(2) ファイバ芯線種別

ITU-T 勧告 G.652 準拠のSM形光ファイバケーブル相当とする。

7.2. 提供の条件

7.2.1. 分界点

回線の設備分界点は以下のとおりとし、受注者がパッチパネル等へ回線を接続すること。なお、当機構の指示に従い、実施すること。



7.2.2. 回線借用等

瞬断を伴う工事等、回線借用に関する連絡体制や借用方法について応札時適合証明書にて明示し、該当事案が発生した際にはその提案に基づき履行すること。

7.2.3. その他

- (1) 通信回線の異常等に対応する連絡窓口が一元化されていること。
- (2) 受注者は必要に応じて当機構と協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく調達は、2027年度当初からの円滑な研究実施を目的に、2027年度予算確定前に先行して行うものであり、仕様書の内容については、状況に応じて、

一部変更の可能性があるので協議に応じること。

(4) 回線の構成変更の作業（緊急時は除く）は、土日祝日を除く 9 時～17 時の間対応すること。

(5) 当機構側の都合にて接続する端点が変更する際は協議を行うので応じること。

7.3. その他条件

7.3.1. 情報の開示

回線の構成など当機構から要求された研究開発・運用管理に必要な情報については、開示すること。

7.3.2. 引継ぎ

本調達の開始と終了にあたっては、研究活動が継続的に行われていることに鑑み、本件の前の年度に調達した「2026 年度超高速研究開発ネットワークテストベッド回線（光テストベッド回線）」の受注者から円滑な回線経路等の引継ぎを実施すること。前年度からの回線経路等の引継ぎに伴う経費は受注者が負担するものとする。また、本契約期間の終了前に円滑な回線経路等の引継ぎを次期契約受注者との間で実施すること。（それぞれの受注者の連絡先については当機構担当者に確認すること。）

8. 貸与品の有無

無

9. 成果提出等

(1) 成果物

名称	数量	納品形式	納期
月例報告書	1 部	データ形式	毎月 1 日を基準とし、翌月 8 日まで。 ただし、3 月分のみ 3 月 31 日まで

※別途打ち合わせた内容の議事録を含む

※月例報告書は、電子メール添付等により提出すること。

(2) その他提出物

	名称	数量	納品形式	提出期限	備考
①	作業体制図	1 部	データ形式	契約締結後 20 日以内	12. (2) の内容を含む
②	作業工程表	1 部	データ形式	契約締結後 20 日以内	
③	議事録	1 部	データ形式	打合せ後、速やかに。	
④	回線構成の詳細を示した図	1 部	データ形式	契約後に別途指示する。	

(3) 提出先:

東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人情報通信研究機構
テストベッド研究開発推進センター

10. 検査について

提出された報告書等に基づき当機構担当者による検査を実施する。

11. 契約の目的物の種類又は品質に関する担保責任（契約不適合責任）

当機構が本件作業について、検査合格日から起算して1か年以内に、契約の内容(目的物の種類、品質又は数量)に適合しないことを発見したときは、受注者にその内容を通知するものとし、受注者は履行の追完等、担保の責を負うこと。

12. 情報セキュリティについて

(1) 適切な情報セキュリティ管理の実施

受注者は、適切な情報セキュリティ管理を実施していること。適切な情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案、管理策の実施、教育、内部監査を含む情報セキュリティ管理が、文書化された手順に従って実施されていることを言う。ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理は、適切な情報セキュリティ管理の例である

(2) 業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得ること。

ア 業務実施体制

- ① 責任者（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）
- ② 担当者（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）
- ③ 連絡体制・窓口
- ④ 業務実施場所（国内・国外を問わず当機構外で業務する場合）

イ 構築すべき体制に関する留意点

受注者は、下記に留意して、体制を構築すること。なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

- ① 本業務を履行するにあたり必要な経験、資格、業績等を有する者を確保して体制を構築すること。その際、必要な経験、資格、業績等を有する者は、背景となる適切な経歴、知見、語学、文化的背景を有すること。
- ② 本業務を履行するにあたり受注者の従業員若しくはその他の者による意図しない変更や業務に関して知り得た情報の窃取等が行われないことを保証する管理体制を構築すること。

(3) 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その

他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(4) 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、契約の履行中、履行後を問わず情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

(5) 情報セキュリティ対策の実施状況の報告・点検

ア 当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検、情報の適正な取扱いのための情報セキュリティ対策（ログの取得・監視等以下参照）を求めることができるものとする。

- ・情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
- ・情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
- ・ログの取得・監視
- ・情報を取り扱う機器等の物理的保護
- ・情報を取り扱う要員への周知と統制
- ・セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
- ・委託先が取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
- ・セキュリティ対策の検証・評価・見直し

イ 特に重要な業務（情報の格付けに伴い重要と格付けされた業務、（例）個人情報を含むもの）を委託している場合、監査、サービス品質の保証を求めることができるものとする。また、個人情報を含む重大な情報セキュリティ事故が発生した場合、機構は受注者と協議の上、立入調査を求めることができるものとする。報告・点検の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

(6) 委託の制限

ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体又は一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契約書にその旨を明記するものとする。

ウ 受注者は委託先の情報セキュリティ管理全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ可否等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(7) 情報の目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た当機構所定の書式・方法により明示した保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、当機構が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報を本仕様書の業務履行にのみ利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提

供してはならず、受注者は受注者の従業員その他受注者の委託先及びその再委託先に対し、受注者と同様の秘密保持義務、情報保全義務を負担させるものとする。

(8) 要機密情報の取扱い

受注者は、当機構の要機密情報を取り扱う場合、契約書の秘密保持の事項に従うこと。

(9) 情報の複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために当機構から提供された情報や資料等を当機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(10) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者（従業員等を含む）の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(11) 情報のやり取り

ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。

イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(12) 資料・情報の保管

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。

イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(13) 資料の返却・情報の消去等

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「預かり証兼データ破棄届」を当機構に提出すること。

13. 提案書の取扱いについて

本件について、総合評価落札方式又は企画競争(公募型プロポーザル方式)により実施される場合は、仕様書並びに製作仕様書等で提案した内容に基づき履行すること。